

# 甲府市空き家バンク制度について

## 制度創設の背景及び目的

近年、都市部においては、交通渋滞、職住遠隔化、住宅問題など様々な社会問題や課題が顕在化する中、多様化するライフスタイルや価値観の変化から、「田舎暮らし」や「自然志向」といった考え方が改めて注目され、都市部よりも農山村で生活してみたいと考える人々が増加しており、大都市から地方への移住や交流促進が活発に行われるようになってきています。

一方、地方においては、高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地や空き家の増加に加え、農山村部では人口の減少などの影響による里山の荒廃や集落のコミュニティ機能維持が困難になるなど、いわゆる限界集落等の問題が深刻となってきており、新たな振興策が求められています。

甲府市においても、北部山間地域や南部の編入合併地域においては、中心部以上に少子高齢化等の影響による人口の減少や高齢化率の上昇が顕著で、それぞれの地域で状況は異なるものの、今後、ますます空き家の増加が予測されるとともに、集落の維持が困難になる地域の発生が危惧されるなど、何らかの対策の必要性が生じてきたことから、これらの地域に存する空き家の有効利用をとおして、農山村機能の維持、及び定住を促進することで、地域の活性化に資することを目的としています。

## 制度の運用について

甲府市の空き家バンク制度は、都市計画区域外である北部山間地域の千代田・能泉・宮本の各地区と南部の上九一色地区、及び都市計画区域内ではあるものの区域区分が設定されていない中道地区を対象とし、その地域内にある空き家の賃貸や売却等を希望する所有者等から申し込みを受け、本市の空き家バンクに登録し、その登録された情報を市のホームページや広報をはじめ山梨県が東京・有楽町に開設する「やまなし暮らし支援センター」などの窓口等で公開または閲覧していただくことで、市内に定住等を目的として空き家の利用を希望する方に対して情報の提供を行うというものです。

## 空き家バンクへの物件の登録

対象地域内で現に空き家となっている又は今後空き家となることが見込まれる家屋を所有し、その物件の賃貸又は売却を希望される方は、空き家バンクへ登録することができます。その際、直接型か間接型かを選択していただきますが、直接型を選択された場合は、交渉から契約に係るすべてを当事者間で行うこととなり、間接型を選択された場合、契約交渉等のすべてを公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ依頼することになります。

甲府市では賃貸借や売買の仲介は行いませんが、媒介業務について、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会と協定を締結していますので、安心して手続きを依頼することができます。

※間接型を選択された場合は、仲介に係る所定の経費が発生することになります。

## 空き家バンクの利用方法

空き家情報は市のホームページに掲載していますので、インターネットを利用することで誰でも物件情報を閲覧することができます。また、インターネットの閲覧ができない方で、郵送等による情報の提供を希望される方は、利用希望者登録をしていただくことになります。

気に入った物件があった場合には交渉の申込みをしていただきますが、その際、甲府市の生活文化、自然環境等への理解を深めていただくこと、地域との協調連携に努めていただくことなどを記載した「誓約書」を提出していただく必要があります。

## 個人情報の取扱いについて

空き家バンク制度の運用によって発生する個人情報の取扱いについては、甲府市個人情報保護条例の定めるところにより、管理に万全を期すとともに、他の目的での使用は一切いたしません。

お問い合わせ先

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18-1 甲府市企画部南北地域振興課  
TEL：055-237-1173 FAX：055-220-6938  
E-mail：hoksinkou@city.kofu.yamanashi.jp